

# 市史編さんだより

## 第7回

『新編 桐生市史』編集委員  
近世部会長  
佐藤 孝之

さとう たかゆき

### 「領主の法と町の法」

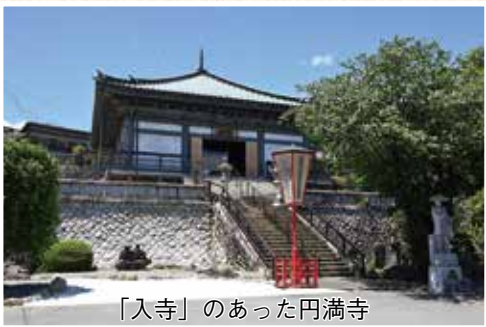
江戸時代も後半になる文化4（1807）年正月、桐生新町で4人の者が、博奕の疑いで領主である出羽松山藩桐生陣屋の取り調べを受けました。4人は2月2日に陣屋から「手錠」の処分を受け、四日後に釈放されましたが、この一件はこれで終わりませんでし

た。釈放された後、4人は円満寺へ「入寺」したのでした。

入寺とは、この場合、謝罪の意思を表すために、寺院に駆け込んで謹慎することです。江戸時代には、「詫びの作法」として広くみられた慣行です。4人は、博奕の罪で手錠の処分

を受けましたが、さらに町方への謝罪のために入寺したのでした。

ここに、幕府や大名など領主が定めた法（公法）と、町や村による慣習法という、性格の異なる二重の法のもとに暮らしていた当時の社会がみえてきます。全ての事件などに二重の法が適用されたわけではありませんが、そうした側面の存在を、この一件によって知ることができます。



「入寺」のあった円満寺



「書上家役用日記」  
文化4年2月の記事

この一件は、桐生新町で織物買継商を営み、名主を務めた書上家の「役用日記」に記されたものです。この日記には、町の内外で起こったさまざまな出来事が記録されていて、当時の生活を紐解くための貴重な資料となっています。近世部会では、この日記の解読を進めています。  
問い合わせ先 市史編さん室  
☎473335

### パチリいい顔 桐生っ子

市内に居住する3歳まで（申し込み時）の桐生っ子を募集します。

申し込み = Eメール (miryoku@city.kiryu.lg.jp) にお子さんの氏名（ふりがな）、生年月日、住所、保護者氏名、電話番号を記入し、お子さんの画像データを添付のうえ、魅力発信課（☎内線505）へ。



うぶかた あおい  
生方 碧ちゃん  
3歳  
(琴平町)



うぶかた りつ  
生方 律ちゃん  
9か月  
(琴平町)



まつしま ひなたちゃん  
松島 ひなたちゃん  
2歳  
(相生町一丁目)

広告